

# 地震発生による通電火災の対策を！ 有田川町感震ブレーカー 設置事業補助金

令和8年度  
よりスタート！

かんしん

## 感震ブレーカーとは・・・

地震が発生し揺れを感知した際に、ブレーカーやコンセントなどの電気を自動で止める器具です。不在時やブレーカーを切って避難する余裕がない場合に、電気火災を防止する有効な手段です。

東日本大震災  
における火災  
の発生原因



※日本火災学会誌「2011年東日本大震災 火災等調査報告書」より作成

## 【対象世帯】

町内在住で、町の住民基本台帳に登録されていて、次のいずれかに該当する世帯

- ①満65歳以上の者だけで構成されている世帯
- ②要介護3以上の判定を受けている人が属する世帯
- ③障害者手帳を有する者で、障害の程度が1級または2級の人が属する世帯
- ④療育手帳を有する者で、障害の程度がA判定の人が属する世帯
- ⑤精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている人が属する世帯
- ⑥特定疾患医療受給者証を受けている難病患者、小児慢性特定疾患医療受給児が属する世帯
- ⑦その他町長が特に必要と認める人が属する世帯

**※申請は1世帯につき1回限りとなっております。過去にこの事業をご利用された方は対象外となりますのでご了承ください。**

## 【補助金額】

購入費及び設置費について**20,000円を上限**とし、超えた金額は**自己負担**となります。 ※設置費については電気工事が伴うものに限りです。

## 【感震ブレーカーの種類】

### 分電盤タイプ(内蔵型)

費用：約5～8万円(標準的なもの)  
※電気工事が必要

分電盤に内蔵されたセンサーが揺れを感知し、ブレーカーを切って電気を遮断します。

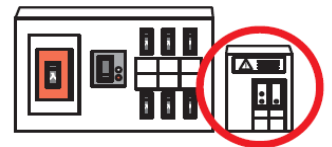


### 分電盤タイプ(後付型)

費用：約2万円  
※電気工事が必要

分電盤に感震機能を外付けするタイプで、センサーが揺れを感知し、ブレーカーを切って電気を遮断します。

※漏電ブレーカーが設置されている場合に設置可能



### コンセントタイプ

費用：約5千円～2万円程度

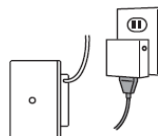
コンセントに内蔵されたセンサーが揺れを感知し、コンセントから電気を遮断します。

(埋込型)  
壁面などに取り付け  
て使うもの



※電気工事が必要

(タップ型)  
既存のコンセントに  
差し込んで使うもの

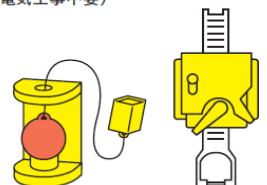


※電気工事が不要

### 簡易タイプ

費用：約2～4千円程度  
※ホームセンターや家電量販店で購入可能  
(電気工事不要)

ばねの作動や重りの落下などによりブレーカーを切って電気を遮断します。



おもり玉式

パネ式

※感震ブレーカーは、一般社団法人日本配線システム工業会の感震機能付住宅用分電盤の規格で定める構造及び機能を有するものまたは、一般財団法人日本消防設備安全センターによる消防防災製品等推奨証の交付を受けているものが補助の対象となります。

# 補助事業の手続きの流れ

※交付決定前に購入、設置した分は、対象外となりますので、ご注意ください。

## (1) お申し込み

感震ブレーカーの設置を希望の方は、役場（吉備庁舎総務課・金屋庁舎やすらぎ福祉課・清水行政局総務政策室）までお越しいただき、申請手続きを行います。

### 【申請に必要な書類】

- ①購入及び設置にかかる金額が記載された見積書の写し
- ②感震ブレーカーの仕様が分かる書類（カタログ等）
- ③設置前の現況写真
- ④対象世帯に該当することが確認できる書類の写し（身体障害者手帳等）

※①・②については申請者から電気工事事業者などに依頼してください。

※お住まいのお宅が持ち家以外の場合は、所有者又は管理者の承諾が必要です。

## (2) 設置

**交付決定後**、申請者が購入または電気工事事業者に感震ブレーカーの設置作業を依頼します。

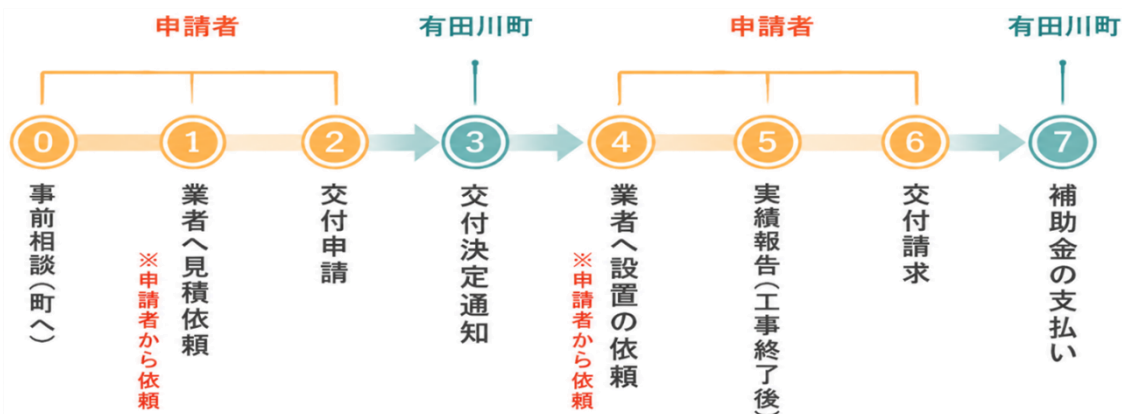
## (3) 設置完了後

下記の書類を持って、実績報告の手続きを行います。

### 【実績報告に必要な書類】

- ①購入及び設置にかかった金額が記載された領収書の写し
- ②設置完了後の写真
- ③申請者名義の振込先金融口座が確認できる書類（預金通帳の写し等）

## 【補助事業手続き】



事前のご相談については下記までご連絡ください！

【問い合わせ】 有田川町総務政策部総務課総務班

TEL:0737-22-329 | FAX:0737-52-3210